

史料一 櫛木文書 下総権介平常胤解 永曆二年（一一六一）二月二十七日

正六位上行下総権介平朝臣常胤解 申請 二所太神宮庁裁事

請殊蒙_二庁判、因准傍例、任代代国郡次第証文等理、自今以後、号_二宮供祭所、被令備進兩方御贄上分、元皇太神宮御領下総国字相馬御厨老処状、

在下総国管相馬郡

四至 東限逆川口笠貫江 南限小野上大路
西限下川辺堺并木塚廻谷 北限衣川常陸国堺

副進

代代国判・次第調度文書・公驗等

右、謹檢 案内、当御厨者、是元平良文朝臣所領、其男経明・其男忠経・其男経政・其男経長・其男経兼・其男常重、而自経兼五郎弟常晴相承之当初、為国役不輸之地、令進退領掌之時、立常重於養子、天治元年六月所讓与彼郡也、随即可令知行郡務之由、同年十月賜国判之後、常重依内心之祈念、大治年中之比、貢進皇太神宮御領、專供祭勤之間、其男常胤保延元年二月伝領之後、前下野守源朝臣義朝存日、就于件常晴男常澄之浮言、自常重之手、康治二年雖責取压状之文、恐神威永可為太神宮御厨之由、天養二年重又令進別寄文之上、国司以常胤可令知行郡務之旨、久安二年四月与判又畢者、同年八月重堺定四至、令附属仮名荒木田正富之間、依有祈願、今又所奉寄豐受太神宮御厨也者、蒙二宮一同之判行、以田畠地利上分并土産鮭等、欲被令致年中三度御祭六節会御贄之勤、盍被裁許哉、望請二宮庁裁、殊因准傍例、任代代国判・次第証文等理、自今以後、号兩方供祭所、平均被令備進御贄上分者、将仰神威之貴、弥專国家泰平御祈禱之勤矣、以解、

永曆二年二月廿七日 正六位上行下総権介平朝臣常胤

判

就寄文檢案内、以元一宮御領、寄進二宮、致兩宮神役者、古今之例也、然則、件相馬御厨、任申請旨、為二宮御領、可令備進供祭上分之状、与判如件、若相交他領者、非此限、仍寄文三通内、留二通、返一通、以判、

皇太神宮

禰宜正四位上荒木田神主判（花押影）

禰宜正四位下荒木田神主判（花押影）

禰宜從四位上荒木田神主判（花押影）

禰宜從四位下荒木田神主判（花押影）

禰宜正五位下荒木田神主判（花押影）

禰宜正五位下荒木田神主判（花押影）

禰宜從五位上荒木田神主判

豐受太神宮

禰宜從四位上度会神主判（花押影）

禰宜正五位下度会神主判（花押影）

禰宜正五位下度会神主光仲

禰宜正五位下度会神主判（花押影）

禰宜從五位上度会神主判（花押影）

禰宜從五位下度会神主判（花押影）

禰宜外從五位下度会神主判（花押影）

○「判」以下に「内宮政印」影二十三顆あり、

〔読み下し〕

正六位上行下総権介平朝臣常胤解し申し請ふ二所太神宮序裁の事

殊に序判を蒙り、傍例に因准し、代代の国郡の次第の証文等の理に任せて、今より以後、二宮供祭所と号し、両方御贄上分を備進せしめられんと請ふ、元皇太神宮御領下総国字相馬御厨壺処の状。

在り下総国管相馬郡

四至

東を限る逆川口笠貫江
西を限る下川辺堺并木塚廻谷

南を限る小野上大路
北を限る衣川常陸国堺

副進

代代の国判・次第調度の文書・公驗等

右、謹んで 案内を検ずるに、当御厨は、これ元平良文朝臣の所領、其の男経明・其の男忠経・其の男経政・其の男経長・其の男経兼・其の男常重。而るに経兼五郎の弟常晴より相承の当初、為国役不輸の地として、進退領掌せしむるの時、常重を養子に立て、天治元年六月彼の郡を譲与するところなり。随て即ち郡務を知行せしむべきの由、同年十月国判を賜はるの後、常重内心の祈念に依り、大治年中の比、皇太神宮御領に貢進し、供祭の勤を専らにするの間、其の男常胤保延元年二月伝領の後、前下野守源朝臣義朝の存日、件の常晴男常澄の浮言に就き、常重の手より、康治二年圧状の文を責め取ると雖も、神威を恐れ永く太神宮御厨たるべきの由、天養二年重ねて又別の寄文を進ましむるの上、国司常胤を以て郡務を知行せしむべきの旨、久安二年四月与判又畢んぬてへれば、同年八月重ねて堺四至を定め、仮名荒木田正富に附属せしむるの間、祈願有るに依り、今又豊受太神宮御厨に寄せ奉るところなりてへれば、二宮一同の判行を蒙り、田畠地利上分並びに土産の鮭等を以て、年中三度の御祭・六節会の御贄の勤めを致せしめられんと欲す。蓋ぞ裁許せられざらんや。望み請ふらくは二宮の庁裁を、殊に傍例に因准し、代代の国判・次第の証文等の理に任せ、自今以後、両方供祭所と号し、平均に御贄上分を備進せしめらるれば、將に神威の貴きを仰ぎ、弥よ国家泰平の御祈禱の勤めを専らにせん。以て解す。

永曆二年二月廿七日 正六位上行下総権介平朝臣常胤

判

寄文に就き案内を検ずるに、元一宮御領を以て、二宮に寄進し、両宮神役を致すは、古今の例なり、然れば則ち、件の相馬御厨、申し請ふ

の旨に任せ、二宮御領として、供祭上分を備進せしむべきの状、与判
件の如し、若し他領を相交ふれば、此の限りに非ず、仍て寄文三通の
内、二通を留め、一通を返さん、以て判す、

史料二 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

四日癸丑、安西三郎景益依給御書、相具一族并在庁両三輩参上于御旅亭、
景益申云、無左右有入御于広常許之条不可然、如長狭六郎之謀者、猶満
衢敷、先遣御使為御迎可参上之由、可被仰云云、仍自路次、更被廻御駕
渡御于景益之宅、被遣和田小太郎義盛於広常之許、以藤九郎盛長、遣千
葉介常胤之許、各可参上之趣也、

〔読み下し〕

安西三郎景益御書を給はるに依り、一族並びに在庁両三輩を相具して
御旅亭に参上す。景益申した云はく、「左右無く広常の許に入御有るの
条然るべからず。長狭六郎の如きの謀は、猶衢に満ちんか、先づ御使を
遣はし御迎への為に参上すべきの由、仰せらるべし」と云云。仍て路次
より、更に御駕を廻らされ景益の宅に渡御す。和田小太郎義盛を広常の
許に遣はされ、藤九郎盛長を以て、千葉介常胤の許に遣はす。各参上す
べきの趣なり。

史料三 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

六日乙卯、及晩、義盛帰参、申云、談千葉介常胤之後、可参上之由、広
常申之云云、
〔読み下し〕

晩に及び、義盛帰参す。申して云はく、「『千葉介常胤と談するの後、参
上すべき』の由、広常これを申す」と云云。

史料四 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

九日戊午、盛長自千葉歸參申云、至常胤之門前、案内之処、不經幾程招請于客亭、常胤兼以在彼座、子息胤正胤頼等在座傍、常胤具雖聞盛長之所述、暫不發言、只如眠、而件両息同音云、武衛興虎牙跡、鎮狼唳給、緯最初有其召、服応何及猶予儀哉、早可被獻領狀之奉者、常胤之、心中領狀更無異儀、令興源家中絶跡給之条、感涙遮眼、非言語之所覃也者、其後有盃酒次、当時御居所非指要害地、又非御曩跡、速可令出相模国鎌倉給、常胤相率門客等、為御迎可參向之由申之、

〔読み下し〕

盛長千葉より歸參し申して云はく、「常胤の門前に至り、案内の処、幾程を経ず客亭に招き請ふ。常胤兼ねて以て彼の座に在り。子息胤正・胤頼等座の傍に在り。常胤具に盛長の述ぶるところを聞くと雖も、暫く言を発せず。只眠れるが如し。而るに件の両息同音に云はく、『武衛虎牙の跡を興し、狼唳を鎮め給ふ。緯の最初に其の召有り。服応何ぞ猶予の儀に及ばんや。早く領狀の奉を獻ぜらるべし』てへれば、常胤之はく、『心中領狀更に異儀無し。源家中絶の跡を興さしめ給ふの条、感涙眼を遮り、言語の覃ぶところに非ざるなり也』てへり。其の後盃酒有る次に、『当時の御居所は指して要害の地に非ず。又御曩跡に非ず。速かに相模国鎌倉に出でしめ給ふべし。常胤門客等を相率して、御迎への為に参向すべき』の由これを申す」。

史料五 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

十三日壬戌、出安房国、令赴上総国給、所従之精兵及三百余騎、而広常聚軍士等之間、猶遲参云云、今日、千葉介常胤相具子息親類、欲参于源家、爰東六郎大夫胤頼談父云、当国目代者、平家方人也、吾等一族悉出、境参源家、定可挿凶害、先可誅之歟云云、常胤早行向可追討之旨加下知、仍胤頼并甥小太郎成胤、相具郎従等、競襲彼所、目代元自有勢者也、令数十許輩防戦、于時北風頻扇之間、成胤廻僕従等於館後令放火、家屋焼

亡、目代為遁火難、已忘防戦、此間胤頼獲其首、

〔読み下し〕

安房国を出でて、上総国に赴かしめ給ふ。従ふところの精兵三百余騎に及ぶ。而るに広常軍士等を聚むるの間、猶遅参すと云云。今日、千葉介常胤子息親類を相具して、源家に参らんと欲す。爰に東六郎大夫胤頼、父に談じて云はく、「当国目代は平家の方人なり。吾等一族悉く境を出でて源家に参らば、定めて凶害を挿むべし。先づこれを誅すべきか」と云云。常胤、「早く行き向ひて追討すべき」の旨、下知を加ふ。仍て胤頼並びに甥小太郎成胤、郎従等を相具し、彼の所を競ひ襲ふ。目代元より有勢の者なり。数十許りの輩防戦せしむ。時に北風頻りに扇ぐの間、成胤僕従等を館の後に廻らし放火せしむ。家屋焼亡す。目代火難を遁れんがため、已に防戦を忘る。此の間、胤頼其の首を獲る。

史料六 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

十四日癸亥、下総国千田庄領家判官代親政者、刑部卿忠盛朝臣賀也、平相国禅閣通其志之間、聞目代被誅之由、率軍兵欲襲常胤、依之、常胤孫子小太郎成胤相戦、遂生虜親政訖、

〔読み下し〕

下総国千田庄領家判官代親政は、刑部卿忠盛朝臣の賀なり。平相国禅閣に其の志を通ずるの間、目代被誅せらるるの由を聞き、軍兵を率して常胤を襲はんと欲す。これに依り、常胤が孫子小太郎成胤相戦ひて、遂に親政を生虜にし訖はぬ。

史料七 吾妻鏡 治承四年（一一八〇）九月

十七日丙寅、不待広常参入、令向下総国給、千葉介常胤相具子息太郎胤正、次郎師常、另相三郎胤成、武石四郎胤信、大須五郎胤道、国分六郎大夫胤頼、東嫡孫小太郎成胤等参会于下総国府、従軍及三百余騎也、

常胤先召覽囚人千田判官代親政、次獻馱餉、武衛令招常胤於座右給、須以司馬為父之由被仰云云、常胤相伴一弱冠、進御前云、以之可被用、今日御贈物云云、是陸奥六郎義隆男、号毛利冠者頼隆也、着紺村濃鎧直垂、加小具足、跪常胤之傍、見其気色給、尤可謂源氏之胤子、仍感之、忽請常胤之座上給、父義隆者、去平治元年十二月於天台山龍華越、奉為故左典廐棄命、于時頼隆產生之後、僅五十余日也、而被処件縁坐、永曆元年二月、仰常胤配下総国云云、

〔読み下し〕

広常の参入を待たず、下総国に向はしめ給ふ。千葉介常胤、子息太郎胤正、次郎師常、号相馬三郎胤成、武石、四郎胤信、大須賀五郎胤道、国分、六郎大夫胤頼、東、嫡孫小太郎成胤等を相具し、下総国府に参会す。従軍三百余騎に及ぶなり。常胤、先づ囚人千田判官代親政を召し覽じ、次で馱餉を献ず。武衛、常胤を座右に招かしめ給ひ、「須く司馬を以て父たる」の由仰せらると云云。常胤一の弱冠を相伴ひ、御前に進めて云はく、「これを以て用ゐらるべし。今日の御贈物なり」と云云。是陸奥六郎義隆の男、毛利冠者頼隆と号するなり。紺村濃の鎧直垂を着し、小具足を加へ、常胤の傍に跪く。其の気色を見ふに、尤も源氏の胤子と謂ふべし。仍てこれを感じ、忽ち常胤の座上に請じ給ふ。父義隆は、去ぬる平治元年十二月、天台山龍華越に於て、故左典廐の奉為に命を棄つ。時に頼隆、產生の後、僅かに五十余日なり。而るに件の縁坐に処せられ、永曆元年二月、常胤に仰せて下総国に配すと云云。

史料八 吾妻鏡 建久三年（一一九二）八月

五日乙巳、令補將軍給之後、今日政所始、則渡御、

家司

別当

前因幡守中原朝臣広元 前下総守源朝臣邦業

令

民部少丞藤原朝臣行政

案主

藤井俊長

知家事

中原光家

大夫属入道善信、筑後権守俊兼、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業等候其座、千葉介常胤先給御下文、而御上階以前者、被載御判於下文訖、被始置政所之後者、被召返之、被成政所下文之処、常胤頗確執、謂政所下文者、家司等署名也、難備後鑑、於常胤分者、別被副置御判、可為子孫末代龜鏡之由申請之、仍如所望云云、

被載御判

下 下総国住人常胤

可早領掌相伝所領新給所所地頭職事

右、去治承比、平家擅世者、忽緒 王化、剩凶逆節、爰欲追討件賊徒、運籌策之処、常胤奉仰朝威、参向最前之後、云合戦之功績、云奉公之忠節、勝傍輩致勤厚、仍相伝所領、又依軍賞充給所所等地頭職、所成給政所下文也、任其状、至于子孫、不可有相違之状如件、

建久三年八月五日

〔読み下し〕

將軍に補せしめ給ふの後、今日政所始。則ち渡御す。(中略)

大夫属入道善信、筑後権守俊兼、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業等、其の座に候ず。千葉介常胤、先づ御下文を給はる。而るに御上階以前は、御判を下文に載せられ訖んぬ。政所を始め置かるの後は、これを召し返されて、政所の下文を成さるの処、常胤頗る確執す。「政所下文と謂ふは、家司等の署名なり。後

鑑に備へ難し。常胤分に於ては、別して御判を副へ置かれ、子孫末代の
亀鏡たるべき」の由、これを申し請ふ。仍て所望の如しと云云。

御判を載せらる。

下す 下総国の住人常胤

早く相伝の所領・新給の所所の地頭職を領掌すべき事。

右、去ぬる治承の比、平家世を擅にすれば、王化を忽緒し、剩つ
さへ逆節を図る。爰に件賊徒を追討せんと欲し、籌策を運らすの処、
常胤、朝威を仰ぎ奉り、最前に参向するの後、合戦の功績と云ひ、
奉公の忠節と云ひ、傍輩に勝ぐれ勤厚を致す。仍て相伝の所領、又
軍賞に依り充て給はる所所等の地頭職、政所の下文を成し給はると
ころなり。其の状に任せて、子孫に至り、相違有るべからざるの状、
件の如し。

建久三年八月五日

史料九 吾妻鏡 建仁元年（一一二〇二）三月

廿四日甲戌、晴、千葉介常胤卒、年八十四、従五位下行下総介常重一男、
母平政幹女、鳥羽院御宇元永元年戊戌五月廿四日生云云、

〔読み下し〕

千葉介常胤卒す。年八十四。従五位下行下総介常重の一男。母は平政幹
の女。鳥羽院の御宇元永元年戊戌五月廿四日生ると云云。